「第14次大阪府鳥獣保護管理事業計画」の諮問について

資料1－2

『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』
（鳥獣保護管理法）

「鳥獣保護管理法（第3条）」に基づき　環境省　⇒　基本指針を作成

Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
Ⅱ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

基本指針の
告示
（令和8年10月

基本指針の主な変更点

1　鳥獣の管理の強化
- ●危険鳥獣の管理に関する事項を新規追加。市街地等への危険鳥獣の出没防止が基本であり、それでもなお出没した場合には市町村が緊急銃猟によって対処することが望ましい。【第11】
- ●クマについては、集落周辺での誘引物の除去、農地への侵入防止、追い払い、出没ルートや隠れ場の刈払い等を複合的・効果的に進めることが重要。【第7】

2　鳥獣の保護の推進
- ●鉛汚染対策として、普及啓発・非鉛弾への切り替えを促進する。【第4】
- ●錯誤捕獲の防止の適正化【第4】

3　人材確保
- ●地方公共団体職員である捕獲の担い手の育成・確保、民間事業者への委託も今後進めていく必要がある。【第9】
- ●現場を支える人材として、「捕獲を担う役割」「生息環境管理、被害防止対策を行う役割」「関係者の調整などを行う役割」を追記。【第9】
- ●地方公共団体は事故時の賠償・保証ができる体制を整える必要があること、危険を伴う業務に対する追加的報酬の支払いができる体制にあることが必要。【第9】

4　感染症対策
- ●ワンヘルス・アプローチの観点を踏まえること。【第10】
- ●高病原性鳥インフルエンザ対策の一環として、野生哺乳類をサーベイランスの対象とすること、それに対応する体制整備に努めること。【第10】

5　その他
- ●都道府県の役割として、鳥獣保護管理の担当職員の確保に努めること、高度な捕獲技術を有する事業者の育成を進めること。【第9】
- ●社会通念上許容される範囲を超えた言動が地方公共団体に寄せられることにより、当該職員の就業環境を害する場合については、毅然と対応し、職員を保護する方針を地方公共団体の組織内で明確化するなどの事前準備が求められる。【第9】
- ●狩猟免許の取得を希望する者が多い場合は、試験の回数や場所の増加に努めること。【第9】
- ●都道府県、市町村の役割として、緊急銃猟への対応。【第11】
- ●特定計画の目標設定に当たっては、保護管理政策の目的と手段のつながりである政策体系を作成するとともに、事業効果が発現していく経路（ロジックモデル）を確認することが求められる。

→第二種管理計画へ反映

※基本指針等の資料：現行の指針 https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan1.html
中央環境審議会自然環境部会（第51回）配布資料（答申）https://www.env.go.jp/council/12nature/51_1_00001.html

「鳥獣保護管理法（第4条）」に基づき　大阪府　⇒　鳥獣保護管理事業計画を作成

諮問内容

第14次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）

第1　鳥獣保護管理事業計画の計画期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日（5ヶ年間）

第2　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
1　鳥獣保護区の指定
- ●　期間更新　10箇所　7,027ha　（計画開始：18箇所 12,914ha　⇒　計画終了：18箇所 12, 914ha）

2　特別保護地区の指定
- ●　期間更新　1箇所　70ha　（計画開始：1箇所 70ha　⇒　計画終了：1箇所 70ha）

第3　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

第4　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- ●ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合の考え方
- ●鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可の考え方
  「捕獲に当たっては、非鉛弾への切り替えを促進・支援する取組に努める」旨、記載
- ●錯誤捕獲の防止について、記載

第5　特定猟具使用禁止区域に関する事項
- ●再指定　43箇所　96,129ha
  （計画開始：77箇所　143,762ha　⇒　計画終了：77箇所　143,762ha）

第6　第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
■大阪府シカ管理計画（第6期計画）及びイノシシ管理計画（第5期計画）の策定
- ●計画期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日（5ヶ年間）

第7　危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入防止に関する事項
- ●危険鳥獣の市街地等への出没防止について、記載

第8　鳥獣の生息状況の調査に関する事項

第9　鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
- ●「2　鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材」について、記載

3　保護及び管理の担い手の確保及び育成
- ●「狩猟免許試験の受験機会の確保」を追記
- ●中・長期的な視点に立った、計画的な人材の育成・配置について、記載
- ●雇用管理上の措置について、記載

第10　その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
4　感染症等への対応
- ●「ワンヘルス・アプローチの観点を踏まえる」旨、記載
- ●「「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備する」旨、記載

第11　危険鳥獣の管理に関する事項
- ●危険鳥獣の管理のための施策について、記載